

大樹町お試し暮らし住宅設置要綱

(目的)

第1条 「大樹町移住促進事業」の一環として、移住希望者が一定期間、大樹町（以下「町」という。）での生活を体験できる機会を提供するため、「大樹町お試し暮らし住宅」（以下「住宅」という。）を整備し、移住施策を推進することにより人口の流入を促し、町の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 町への移住を希望する者のうち、町の移住担当窓口を通じて移住しようとする者。ただし、転勤又は婚姻による転入者及び就業未経験者は除く。
- (2) お試し暮らし住宅 日常生活を営むための家具、電化製品などを備え、手軽に大樹町での生活を体験できるよう町が貸し付ける住宅。

(お試し暮らし住宅)

第3条 お試し暮らし住宅は、下記のとおりとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
大樹町お試し暮らし住宅	大樹町双葉町1番地1 (旧教員住宅18号)	昭和50年	木造モルタル 平屋3LDK	63.14㎡

(借用申請)

第4条 住宅の借受けを希望する移住希望者（以下「借受け者」という。）は、「大樹町お試し暮らし住宅借用申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(貸付け許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、「大樹町お試し暮らし住宅貸付け許可書」（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

(契約)

第6条 許可書の交付を受けた借受け者は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を、別に定める「大樹町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」（様式第3号。以下「契約書」という。）により町長と締結し、住宅を借り受けるものとする。

- 2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを「大樹町お試し暮らし住宅定期賃貸契約についての説明」（様式第4号）により行うものとする。

(借用期間)

第7条 住宅の貸借期間は1週間以上3ヶ月以内とし、前条に規定する契約書において定める。

(住宅借用料)

第8条 住宅の借用料は、下記のとおりとする。

期間	金額	摘要
1ヶ月	35,000円	貸借期間に1ヵ月未満の端数があるときは1日の使用料×日数とし、30日は1ヶ月とする。
1日	1,200円 消費税含む	

- 2 借受け者は前項の借用料を前納しなければならない。
- 3 第1項の借用料は、住宅借上料、光熱水費（電気料、ガス代、上下水道料）、放送受信料、インターネット回線使用料、消費税（第4項の規定に該当する場合）を含むものとする。ただし、灯油代、飲食費、寝具及び日常生活にかかる消耗品並びに交通費は含まず、借受け者の負担とする。
- 4 貸借期間が1ヶ月に満たない期間の借用料には、消費税法第6条及び消費税法施行令第16条の2の規定による消費税を賦課した料金とする。
- 5 第2項により納めた借用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 前項の規定により借用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 天災事変、借受け者又は親族の疾病、その他借受け者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100
- (2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100
- (3) その他止むを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

（借受け者の遵守事項）

第9条 借受け者は、前条第1項による借用料を納めた後に、町長から当該施設の鍵を受け取り、施設を借受けるものとする。この場合、借受け者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱に注意するとともに水道の凍結を防止に配慮すること及び備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (3) 借受け者は、施設周りの除草や除雪を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 借受け者は、住宅の借用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、施設の借用に関し町長が必要と認める事項。

（制限される行為）

第10条 借受け者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。

- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (9) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

(貸付け許可の取り消し)

第 1 1 条 町長は、借受け者に第 9 条及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第 5 条の規定による借用許可を取消することができる。

(明渡し)

第 1 2 条 借受け者は、借用期間が終了する日まで及び第 1 1 条の規定に基づき貸付け許可が解除された場合にあっては直ちに、住宅を明け渡さなければならない。

この場合において借受け者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 借受け者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第 1 項後段の規定に基づき借受け者が行う原状回復の内容及び方法について借受け者と協議するものとする。

(立入り)

第 1 3 条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、借受け者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 借受け者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第 1 4 条 借受け者は、故意又は過失により住宅及び設備を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項前段の規定による住宅もしくは設備又は備品等を破損、汚損、滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第 1 5 条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 20 年 5 月 1 2 日から施行する。